

(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。以下この項において同じ。)の額を除く。)及び法人税の額(附帯税の額を除く。)(次項)を「次に掲げる金額の合計額(次項及び第十一項)」に、「うち、当該」を「うち、当該連結法人に係る」に、「(第六項)を「(第六項及び第十項)」に、「この項及び」を「この項並びに」に、「から第八十一条の十七まで」を「第八十一条の十五及び第八十一条の十六」に、「附帯税」を「附帯税(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。第一号において同じ。)」に、「」から「第十項において同じ。」からに改め、同項に次の各号を加える。

一 当該外国関係会社に対して課される所得税の額(附帯税の額を除く。)、法人税(退職年金等積立金に対する法人税を除く。)の額(附帯税の額を除く。)及び地方法人税(地方法人税法第六条第四号に定める基準法人税額に対する地方法人税を除く。)の額(附帯税の額を除く。)

二 当該外国関係会社に対して課される地方税法第二十三条第一項第三号に掲げる法人税割(同法第二条第二項において準用する同法第四条第二項(第一号に係る部分に限る。)又は同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課するものを含むものとし、退職年金等積立金に対する法人税に係るもの)の額及び同法第二百九十二条第一項第三号に掲げる法人税割

(同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課するものを含むものとし、退職年金等積立金に対する法人税に係るものと除く。)の額

第六十八条の九十一第七項を次のように改める。

7 第四項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章の二第二節第二款の規定による法人税の額からの控除及び同項の規定による法人税の額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第八十一条の十五の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第八十一条の十六の規定による控除をする前に行うものとする。

第六十八条の九十一に次の六項を加える。

8 第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二(第二節第二款を除く。)の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第八十一条の十三第二項に規定する計算した金額の合計額は、当該計算した金額の合計額から第四項の規定による控除をされるべき金額を控除した金額とする。

二 法人税法第八十一条の十八第一項に規定する減算調整額には、第四項の規定により控除される金額

のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

三 法人税法第八十一条の二十第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一連結事業年度とみなして同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節（第八十一条の十三、第八十二条の十四第二項及び第八十二条の十六を除く。）の規定及び第四項の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

四 法人税法第八十二条の二十二第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節の規定及び第四項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

9 第四項の規定の適用がある場合における第六十八条の九第十二項（第六十八条の十第八項、第六十八条の十一第十一項、第六十八条の十三第八項、第六十八条の十四第八項、第六十八条の十四の二第七項、第六十八条の十四の三第七項、第六十八条の十五第七項、第六十八条の十五の二第十項、第六十八条の十五の三第四項、第六十八条の十五の四第十一項、第六十八条の十五の五第十一項、第六十八条の十五の六第七項又は第六十八条の十五の七第七項において準用する場合を含む。）及び地方法人税法の規定の適用については、第六十八条の九第十二項中「控除及び」とあるのは「控除、」と、「控除に」

とあるのは「控除及び第六十八条の九十一第四項の規定による法人税の額からの控除に」と、「おいて、」とあるのは「おいて、同条第七項及び」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「第六十八条の九十一第四項の規定及び法人税法税額控除規定に」と、同法第六条第三号中「まで」とあるのは「まで及び租税特別措置法第六十八条の九十一第四項」とする。

10 連結親法人が各課税事業年度（地方法人税法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）において第四項の規定の適用を受ける場合又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日を含む連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合において、当該連結親法人の当該課税事業年度の個別控除対象所得税額等相当額及び当該連結子法人の当該連結事業年度の個別控除対象所得税額等相当額の合計額が同項に規定する政令で定める連結事業年度の連結所得に対する法人税の額を超えるときは、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額（同法第十一條に規定する所得地方法人税額をいう。第十二項において同じ。）から控除する。

11 前項の規定は、地方法人税法第二条第十五号に規定する地方法人税中間申告書で同法第十七条第一項各号に掲げる事項を記載したもの、同法第二条第十六号に規定する地方法人税確定申告書、修正申告書

又は更正請求書に前項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

12 第十項の規定の適用がある場合には、地方法人税法第十二条から第十四条までの規定による所得地方法人税額からの控除及び同項の規定による所得地方法人税額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第十二条の規定による控除をする前に行うものとする。

13 第十項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 地方法人税法第十五条第一項に規定する減算調整額には、第十項の規定による控除をされる金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

二 地方法人税法第十七条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき

同法第三章（第十一条及び第十三条を除く。）の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

三 地方法人税法第十九条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額について同法第三章の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

第六十八条の九十三の二第二項第三号口中「あつては、」を「あつては」に改め、「多い金額の割合」の下に「とし、第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係法人」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を加え、「第六項に」を「同項に」に改め、同項第四号イ中「するもの」の下に「（株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人のうち第八号中「部分対象外国関係法人」とあるのを「外国関係法人」として同号の規定を適用した場合に外国金融関係法人に該当することとなるもの（同号に規定する外国金融機関に該当することとなるものを除く。口において「特定外国金融持株会社」とい

う。) を除く。)」を加え、同号口中「主たる事業」の下に「(特定外国金融持株会社にあつては、政令で定める経営管理。ハにおいて同じ。)」を加え、同項第八号中「及びこれ」を「(以下この号において「外国金融機関」という。)及び外国金融機関」に改め、同条第六項中「掲げる金額」の下に「解散により外国金融関係法人に該当しないこととなつた部分対象外国関係法人(以下この項及び次項において「清算外国金融関係法人」という。)のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日(当該清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。)までの期間内の日を含む事業年度(同項において「特定清算事業年度」という。)にあつては、第一号から第七号までに掲げる金額のうち政令で定める金額(同項において「特定金融所得金額」という。)がないものとした場合の次に掲げる金額。」を加え、同項第八号中「同じ。)の貸付け」の下に「(不動産又は不動産の上に存する権利を 사용させる行為を含む。)」を加え、「ある不動産及び」を「ある不動産又は」に、「権利の貸付け」を使用させる行為を含む。)」を加え、「ある不動産及び」を「ある不動産又は」に、「権利の貸付け」を使用させる行為を含む。)に、「並びに」を「及び」に改め、「が固定資産権利の貸付け(これらを使用させる行為を含む。)」に、「並びに」を「及び」に改め、「が固定資産

の貸付け」の下に「（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十
一号チにおいて同じ。）」を加え、同条第七項中「合計額と」を「合計額（清算外国金融関係法人の特定
清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）
と」に、「零」を「零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額が
ないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とす
る。」に、「の合計額が」を「の合計額（当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度に
あつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が」に改め、同条
第八項第一号中「連結法人」の下に「及び当該一の連結法人との間に特定資本関係（いずれか一方の法人
が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係をいう。）
のある内国法人」を加える。

第六十八条の九十三の三第四項中「当該連結法人に係る外国関係法人に対して課される所得税の額（附
帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。以下この項において同じ。）の額を除く。）及
び法人税の額（附帯税の額を除く。）（次項）を「次に掲げる金額の合計額（次項及び第十一項）に、

「うち、当該」を「うち、当該連結法人に係る」に、「（第六項）」を「（第六項及び第十項）」に、「この項及び」を「この項並びに」に、「から第八十一条の十七まで」を「第八十一条の十五及び第八十一条の十六」に、「附帯税」を「附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。第一号において同じ。）」に、「から」を「第十項において同じ。」から」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該外国関係法人に対して課される所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税（退職年金等積立金に対する法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）及び地方法人税（地方法人税法第六条第四号に定める基準法人税額に対する地方法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）

二 当該外国関係法人に対して課される地方法人税法第二十三条第一項第三号に掲げる法人税割（同法第一条第二項において準用する同法第四条第二項（第一号に係る部分に限る。）又は同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものを含むものとし、退職年金等積立金に対する法人税に係るものとし、退職年金等積立金に対する法人税に係るものとし、退職年金等積立（同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものを含むものとし、退職年金等積立（同法第二百九十二条第一項第三号に掲げる法人税割とし、退職年金等積立金に対する法人税に係るものとし、退職年金等積立金に対する法人税に係るものとし、退職年金等積立

第六十八条の九十三の三第七項を次のように改める。

7 第四項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章の二第二節第二款の規定による法人税の額からの控除及び同項の規定による法人税の額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第八十一条の十五の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第八十一条の十六の規定による控除をする前に行うものとする。

第六十八条の九十三の三に次の六項を加える。

8 第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二（第二節第二款を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第八十一条の十三第二項に規定する計算した金額の合計額は、当該計算した金額の合計額から第四項の規定による控除をされるべき金額を控除した金額とする。

二 法人税法第八十一条の十八第一項に規定する減算調整額には、第四項の規定により控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

三 法人税法第八十一条の二十第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一連結事業年度と

みなして同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節（第八十一条の十三、第八十二条の十四第二項及び第八十二条の十六を除く。）の規定及び第四項の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

四 法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節の規定及び第四項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

9 第四項の規定の適用がある場合における第六十八条の九第十二項（第六十八条の十第八項、第六十八条の十一第十一項、第六十八条の十三第八項、第六十八条の十四第八項、第六十八条の十五第七項、第六十八条の十四第十一項、第六十八条の十五の五第十一項、第六十八条の十五の三第四項、第六十八条の十五の四第十一項、第六十八条の十五の七第七項において準用する場合を含む。）及び地方法人税法の規定の適用については、第六十八条の九第十二項中「控除及び」とあるのは「控除、」と、「控除に」とあるのは「控除及び第六十八条の九十三の三第四項の規定による法人税の額からの控除に」と、「おいて、」とあるのは「おいて、同条第七項及び」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「第六十

八条の九十三の三第四項の規定及び法人税法税額控除規定に」と、同法第六条第三号中「まで」とあるのは「まで及び租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項」とする。

10 連結親法人が各課税事業年度（地方法人税法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）において第四項の規定の適用を受ける場合又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日を含む連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合において、当該連結親法人の当該課税事業年度の個別控除対象所得税額等相当額及び当該連結子法人の当該連結事業年度の個別控除対象所得税額等相当額の合計額が同項に規定する政令で定める連結事業年度の連結所得に対する法人税の額を超えるときは、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額（同法第十一條に規定する所得地方法人税額をいう。第十二項において同じ。）から控除する。

11 前項の規定は、地方法人税法第二条第十五号に規定する地方法人税中間申告書で同法第十七条第一項各号に掲げる事項を記載したもの、同法第二条第十六号に規定する地方法人税確定申告書、修正申告書又は更正請求書に前項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定

により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

12 第十項の規定の適用がある場合には、地方法人税法第十二条から第十四条までの規定による所得地方法人税額からの控除及び同項の規定による所得地方法人税額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第十二条の規定による控除をする前に行うものとする。

13 第十項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 地方法人税法第十五条第一項に規定する減算調整額には、第十項の規定による控除をされる金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額を含むものとする。

二 地方法人税法第十七条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章（第十一条及び第十三条を除く。）の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

三 地方法人税法第十九条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第三章の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

第六十八条の九十四第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十八第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「第六十八条の三十四」を「第六十八条の三十三」に改め、「金額」の下に「の合計額」を加える。

第六十八条の百二の一第一項中「中小連結法人」の下に「（同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第一項の規定に」を「前三項に定めるもののほか、第一項の規定に」に改める。

第六十八条の百二の四の見出し中「長期割賦販売等」を「収益及び費用の帰属連結事業年度」に改め、同条第一項中「資産の販売等」を「リース譲渡」に改め、同項後段を削る。

第六十八条の百十一第一項中「第六十八条の三の三第六項」を「第六十八条の三の三第四項」に改める。

第三章第二十五節中第六十八条の百十一の次に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による申告の特例)

第六十八条の百十二 法人税法第八十一条の二十四の二第二項に規定する特定法人若しくは地方法人税法第十九条の二第二項に規定する特定法人である連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がこの章（第一節から第八節までを除く。）の規定（これに基づく命令を含む。）その他法人税又は地方法人税に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受ける場合における法人税法第二編第一章の二第三節第二款の二又は地方法人税法第四章第二節の二の規定の適用については、法人税法第八十一条の二十四の二第一項中「含む。」とあるのは「含む。」の規定、租税特別措置法第三章（第一節から第八節までを除く。第三項において同じ。）（法人税法の特例）の規定（これに基づく命令を含む。同項において同じ。）、同法第六十八条の百十二（電子情報処理組織による申告の特例）に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。」及び「とあるのは「含む。」の規定、租税特別措置法第三章の規定、同法第六十八条の百十二に規定する政令で定める規定、「と、地方法人税法第十九条の二第一項中「含む。」とあるのは「含む。」の規定、租税特別措

置法第三章（第一節から第八節までを除く。同項において同じ。）の規定（これに基づづく命令を含む。同項において同じ。）、同法第六十八条の百十二に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。」及び「とあるのは「含む。」の規定、租税特別措置法第三章の規定、同法第六十八条の百十二に規定する政令で定める規定、」とする。

第六十九条の四第三項第二号口を次のように改める。

口 当該親族（当該被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者であつて財務省令で定めるものに限る。）が次に掲げる要件の全てを満たすこと（当該被相続人の配偶者又は相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族で政令で定める者がいる場合に限る。）。

- (1) 相続開始前三年以内に相続税法の施行地内にある当該親族、当該親族の配偶者、当該親族の三親等内の親族又は当該親族と特別の関係がある法人として政令で定める法人が所有する家屋（相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く。）に居住したことがないこと。

(2) 当該被相続人の相続開始時に当該親族が居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないこと。

(3) 相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有していること。

第六十九条の四第三項第四号中「を除き」を「及び相続開始前三年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等（相続開始の日まで三年を超えて引き続き政令で定める貸付事業を行つていた被相続人等の当該貸付事業の用に供されたものを除く。）を除き」に改める。

第六十九条の五第一項中「第七十条の七の五」を「第七十条の七の九」に改め、「第七十条の二の六第一項」の下に「、第七十条の二の七第一項」を加える。

第六十九条の六第一項中「第七十条の二の六第一項」の下に「、第七十条の二の七第一項」を加える。

第七十条の二の六の見出しを削り、同条の前に見出しつして「（相続時精算課税適用者の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第七十条の二の七 贈与により第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る特例対象受贈非上場株式等（同項に規定する特例対象受贈非上場株式等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を取得した

同条第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者（同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者をいう。以下この条において同じ。）が特例贈与者（その贈与をした第七十条の七の五第一項に規定する特例贈与者をいう。以下この条において同じ。）の推定相続人以外の者（その特例贈与者の孫を除き、その年一月一日において二十歳以上である者に限る。）であり、かつ、その特例贈与者が同日において六十歳以上の者である場合には、その贈与により当該特例対象受贈非上場株式等を取得した特例經營承継受贈者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

2 特例経営承継受贈者が特例贈与者（その年一月一日において六十歳以上の者に限る。）からの贈与により特例対象受贈非上場株式等を取得した場合において、当該特例対象受贈非上場株式等の取得の時前に当該特例贈与者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3 第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した特例経営承継受贈者が、第七十条の七の五第二項第九号口に規定する猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定した場合又は免除された場合においても、特例贈与者からの贈与により取得した財産については、第一項において準用する同法第二十一条の九第三項の規定の適用があるものとする。

4 第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した特例経営承継受贈者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、特例贈与者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の四第一項ただし書中「が、当該贈与者の死亡の日」を「が、同日」に改め、同項第一号中「を耕作」の下に「（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次項第一号を除き、以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「第七十条の六の三」を「第七十条の六の五」に改め、同項第一号中「当該」を「同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地並びにこれらの」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 都市営農農地等 次に掲げる農地又は採草放牧地で平成三年一月一日において前号イからハまでに掲げる区域内に所在するものをいう。

イ 都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地（生産緑地法第十条（同法第十条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十五条第一項の規定による買取りの申出がされたもの並びに同法第十条第一項に規定する申出基準日までに同法第十条の二第一項の特定生産緑地（イにおいて「特定生産緑地」という。）の指定がされなかつたもの、同法第十条の三第二項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされたかつたもの及び同法第十条の六第一項の規定による指定の解除がされたものを除く。）

ロ 都市計画法第八条第一項第一号に掲げる田園住居地域（第五項第二号において「田園住居地域」という。）内にある農地（イに掲げる農地を除く。）

第七十条の四第四項中「その日」を「同日」に改め、同条第五項中「その日」を「同日」に、「又は告示」を「若しくは指定の解除又は告示」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 当該農地又は採草放牧地が都市営農農地等である場合において、当該都市営農農地等について次に掲げる場合に該当したとき 当該買取りの申出があつた日又は当該指定の解除があつた日イ 生産緑地法第十条（同法第十条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十五